

## [カタログ]水道薬品の分析

### 関連法規

- ・水道施設の技術的基準を定める省令(平成12年 厚生労働省令 第15号)
- ・水道用薬品の評価のための試験方法ガイドライン(厚生労働省)
- ・水道用薬品の評価試験方法(JWWA Z109-2005) など

#### 1. 水道用薬品の評価項目と評価基準

下記の数値以下であること

	評価項目	評価基準値 (mg/L)		評価項目	評価基準値 (mg/L)
1	カドミウム及びその化合物	0.001	21	鉄及びその化合物	0.03
2	水銀及び化合物	0.00005	22	銅及びその化合物	0.1
3	セレン及びその化合物	0.001	23	マンガン及びその化合物	0.005
4	鉛及びその化合物	0.001	24	陰イオン界面活性剤	0.02
5	ヒ素及びその化合物	0.001	25	非イオン界面活性剤	0.005
6	六価クロム化合物	0.005	26	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.3
7	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001	27	味	異常でないこと
8	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	28	臭気	異常でないこと
9	ホウ素及びその化合物	0.1	29	色度	0.5
10	四塩化炭素	0.0002	30	ニッケル及びその化合物	0.001
11	1,4-ジオキサン	0.005	31	アンチモン及びその化合物	0.0015
12	1,2-ジクロロエタン	0.0004	32	モリブデン及びその化合物	0.007
13	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004	33	ウラン及びその化合物	0.0002
			34	バリウム及びその化合物	0.07
14	ジクロロメタン	0.002	35	銀及びその化合物	0.01
15	テトラクロロエチレン	0.001	36	アクリルアミド	0.00005
16	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	37	二酸化塩素	0.6
17	トリクロロエチレン	0.003	38	亜塩素酸	0.6
18	ベンゼン	0.001	39	塩素酸	0.6
19	臭素酸	0.005	40	フェノール類	フェノールの量に換算して 0.0005
20	亜鉛及びその化合物	0.1			

#### 2. 水道用薬品類の注入率の例

薬品名	設定最大注入率(例)(mg/L)	薬品名	設定最大注入率(例)(mg/L)
液体硫酸アルミニウム	200(酸化アルミニウム8%溶液の製品に対する値)	粉末活性炭	100(水分50%の粉末活性炭に対する値)
固形硫酸アルミニウム	200(酸化アルミニウム15%溶液の製品に対する値)	ケイ酸ナトリウム	20
ポリ塩化アルミニウム	300(酸化アルミニウム10%溶液の製品に対する値)	塩酸	50
水酸化ナトリウム	100(水酸化ナトリウム45%溶液の製品に対する値)	液化塩素	50
炭酸ナトリウム	100	硫酸銅	2
水酸化カルシウム	100	過マンガン酸カリウム	10
硫酸	50	塩化第二鉄	300
次亜塩素酸ナトリウム	100(有効塩素10%溶液の製品に対する値)	ポリアクリルアミド	1
高度さらし粉	20	-	-